

安来市人材育成支援システム導入事業

募 集 要 項

令和6年6月

安来市総務部人事課

目次

第1	募集の趣旨.....	1
第2	本件事業の概要.....	1
第3	参加事業者.....	2
1	参加資格.....	2
2	参加事業者の制限.....	2
3	応募に関する留意事項.....	3
第4	事業者選定等のスケジュール.....	4
1	資料の公表.....	4
2	募集要項等に関する説明会.....	4
3	募集要項等に関する質問の受付・回答.....	4
4	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出.....	5
5	参加表明書提出後の辞退について.....	5
6	提案書の提出（第1次審査）.....	5
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）.....	7
8	審査結果の通知.....	7
第5	提案書の審査方法.....	7
1	選定委員会.....	7
2	審査の方法.....	7
3	その他.....	8
第6	事務局.....	8

第1 募集の趣旨

現在、安来市では「安来市人材育成基本方針」に基づき、職員の人材育成の取り組みを進めています。なかでも「人事評価制度」については、人材育成の効果的なツールとして位置づけ、年2回（前期（4月～9月）、後期（10月～3月））、職務遂行能力を把握する「能力評価」と、職員の仕事の実績を把握するための「業績評価」により実施をしています。

しかし、現行において人事評価の管理をシステム化しておらず、評価結果の集計や調整、複数年の評価結果の検索等の事務負担が大きく、人事評価を効果的に人材育成につなげるに至っていないのが現状です。

人事評価システムを導入することで、人事評価に係る事務作業の効率化を図ります。また、評価結果を人材育成に活用するなど職員のモチベーション向上とキャリア形成につなげることで、よりよい市民サービスの提供を図ることを目的とします。そのためにも、価格のみならず、専門性、企画力などを勘案した総合的な見地から判断するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

この募集要項は、本件事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。この募集要項に併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
--

第2 本件事業の概要

- 1 業務の名称 安来市人材育成支援システム導入事業
- 2 履行場所 安来市役所
- 3 業務内容 「安来市人材育成支援システム導入事業仕様書」（別紙）（以下、「仕様書」といいます。）による。
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとします。

- 5 事業者選定 公募型プロポーザル方式により、事務局（市総務部人事課）で一次審査を行い、資格を満たしていると判断した事業者に対し、プレゼンテーション（二次審査）の案内を行います。その後、プレゼンテーションを行い安来市人材育成システム導入事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が参加事業者の順位を付して、市長が決定します。

第3 参加事業者

1 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 令和4年度～令和6年度安来市における入札参加資格登録業者であること。
- (2) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (3) 島根県、鳥取県、山口県、広島県又は岡山県に本社、支社、営業所等を有すること。
- (4) 他自治体において、本業務と同種又は類似業務の元請けとして導入もしくは構築し、円滑に運用をしたシステムを提案できること。
- (5) QMS（ISO/9001）の認証、取得していること
- (6) ISMS（ISO/IEC27001 及び ISO/IEC27017）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークを取得していること

2 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 安来市競争入札における指名停止措置を受けている者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除きます。）
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいいます。)の利益につながる活動を行なう者又はこれらと密接な関係を有する者

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

参加事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 参加費用の負担

このプロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 著作権

参加事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託者として決定した事業者が提出した提案書の全部又は一部を本件に係る事務のため市が必要とする場合は、無償で使用できるものとします。

(4) 提出書類及び資料の取扱い

提出された書類及び資料については、変更することができないものとし、また、返却をしません。

(5) 本件事業における提案上限額の公表

本件事業に係る提案上限額は、5,148,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

なお、この金額は令和6年度に整備するシステム導入等経費であり、令和7年度以降の必要経費については含みません。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

加えて、提案上限額には、仕様書に係る経費、設定支援作業にかかる経費、操作説明及び研修に係る経費等、当該事業に係るすべての経費を含むものとし、後述する提案書を提出する際は、上記提案上限額を超えたものは無効とします。

(6) 契約

本件事業は、選定後、事業者との詳細な打ち合わせを行なった後に契約を交わします。

(7) その他

この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルに関して必要な事項が生じた場合には、参加事業者に別途通知します。

第4 事業者選定等のスケジュール

このプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

内 容	年月日
手続き開始の公告	令和6年6月3日（月）
質問受付期限	令和6年6月17日（月）
質問への回答公開	令和6年6月20日（木）
参加表明書兼参加資格審査申請書提出期限	令和6年6月24日（月）
第1次審査（参加資格審査）	令和6年7月上旬
提案書提出期限	令和6年7月3日（水）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月下旬
選定結果通知	令和6年8月上旬

1 資料の公表

(1) 公表方法

本事業に関する資料は、市のホームページにおいて公表します。

ホームページアドレス <https://www.city.yasugi.shimane.jp/>

(2) 公表する資料

ア 募集要項（本書）

イ 仕様書

ウ 審査要領

エ 様式集

※ これらの書類は、市のホームページからダウンロードしてください。

2 募集要項等に関する説明会

行いません。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。なお、電話、口頭その他の個別の対応はしません。

(1) 提出方法

質問書（様式第2号）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出してください。

(2) 受付期間

令和6年6月17日（月）午後5時まで

(3) 回答期日

令和6年6月20日(木)午後5時までに、市ホームページ上で公表します。

(4) 電子メールアドレス

jinji@city.yasugi.shimane.jp

(5) その他注意事項

ア 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。

イ 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。

ウ 質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。

エ 質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

4 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出

参加事業者は、次に定めるところにより、参加表明書等を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年6月24日(月)午後5時必着

(2) 提出書類

ア 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)及び添付書類

イ 誓約書(様式第3号)

(3) 提出先

〒692-8686

安来市安来町878番地2

安来市役所 総務部人事課

5 参加表明書提出後の辞退について

参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第1号)を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、参加辞退届(様式第5号)を速やかに提出してください。

6 提案書の提出

参加事業者は、次に定めるところにより、提案書等を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年7月3日(水)午後5時必着

(2) 提出書類

- ア 審査に係る提案書類提出書（様式第4号） 1部
- イ ① 提案書（任意様式） 正1部・副10部
- ② 機能要件表（適合状況を記入したもの） 正1部・副10部
- ③ 見積書及び見積内訳書 正1部・副10部
- ④ 導入スケジュール
- ⑤ ①から④の電子データ（CD-R等） 1部

ただし、②については、エクセル形式で提出してください。

※副本には社名ロゴ等社名がわかるものを掲載しないこと

(3) 提出先

〒692-8686
安来市安来町878番地2
安来市役所 総務部人事課

(4) その他

ア 提案書の記載方法について

- ① 提案書の様式は任意とし、A4サイズの両面印刷で作成してください。
- ② 表紙及び目次を除き、ページ番号を付して製本してください。
- ③ 専門知識を有しない者へ配慮した記載とし、専門用語、略語については説明書きを付してください。
- ④ 構成は次の順として、仕様書に定める内容をふまえたものとしてください。
- ・会社概要
 - ・システム概要
 - ・「評価基準詳細」の項目、評価ポイントに係る内容
 - ・サービス提供までのスケジュール
 - ・その他

追加提案、アピールすべき提案等があれば記載してください。

イ 無効となる提案書

- ① 提出先、提出方法及び提出期限に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 見積りは、令和6年度中に行う導入等に係る経費総額及び令和7年4月1日から令和12年3月31日までの各年度における運用経費（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）を提示してください。ただし、選定後、事業者との詳細な打ち合わせを行なうため、見積額と契約額は異なると想定しています。

7 プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

※プレゼンテーションは事前に提出した提案書を使用すること。

(1) 実施日時及び場所

別途通知します（令和6年7月下旬を予定）。

(2) 実施時間

各社50分を持ち時間とします（プレゼンテーション30分程度、ヒアリング・質疑応答20分を想定しています。）※入退室含め最大1時間

(3) 出席者

審査会場入室は、3人以内とします。

(4) 準備物

プロジェクターを用いた投影によるプレゼンテーションを行う場合は、パソコン及びプロジェクター接続ケーブル（HDMI端子、D-sub端子のいずれでも可）を持参してください。プロジェクター及びスクリーンは、市で準備します。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書の受付順とします。

8 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第5 提案の審査方法

1 審査の実施

選定委員会において審査します。

2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

(2) 第1次審査

事務局において、書類審査を行います。参加資格の要件を満たさない場合は失格とします。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

選定委員会において、提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を受け、別紙「審査要領」に基づき各委員が採点を行い、各選定委員の採点結果を合計し、その平均（小数点第1位を四捨五入して算出）で参加事業者の順位を決定します。

審査は、審査要領に基づき、各選定委員の採点結果を合計し、その平均で参加事業者の順位を決定する。

- (4) 交渉権者等の決定
選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
- (5) 選定結果は、提案書の提出者全てに通知します。なお、選定結果の詳細についての問い合わせは一切応じません。
- (7) 優先交渉権者と契約交渉を行った後、優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約交渉を行います。
- (8) 参加事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

3 その他

提出された提案書若しくはプレゼンテーションの内容に虚偽若しくは不正の事実があったとき又は参加事業者が不正に選定委員に接触したと認められるときは、当該参加事業者は、このプロポーザルへの参加資格を失うものとします。選定結果通知後にこれらの事実が発覚した場合も同様とします。

第6 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

安来市役所 総務部人事課

〒692-8686

安来市安来町878番地2

電話：0854-23-3021

FAX：0854-23-3152

電子メールアドレス：jinji@city.yasugi.shimane.jp